

議案第100号

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

渋川市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年渋川市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 法定外公共物使用料（1年）

（単位：円）

種別		単位	使用料
農地		1平方メートル	6
宅地			180
植林採草地			6
第1種電柱		1本	480
第2種電柱			730
第3種電柱			990
第1種電話柱			430
第2種電話柱			680
第3種電話柱			940
その他の柱類			43
鉄塔		1平方メートル	200
諸管理設	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38

外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		51
外径が0.2メートル以上0 .3メートル未満のもの		77
外径が0.3メートル以上0 .4メートル未満のもの		100
外径が0.4メートル以上0 .7メートル未満のもの		180
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		260
外径が1メートル以上のもの		510
温泉湧出口	1施設	16,000
工作物（漁業）	1平方メートル	130
その他の工作物		120
原形占用（漁業を除く。）		6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）		55
その他		その都度市長が定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の渋川市法定外公共物の管理に関する条例第4条（以下「条例第4条」という。）の許可に係る使用料について適用し、施行日前の条例第4条の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する使用であって、使用の期間が1年以下であるものに係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

渋川市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行			
別表（第15条関係） 1 法定外公共物使用料（1年）			別表（第15条関係） 1 法定外公共物使用料（1年）			
（単位：円）			（単位：円）			
種別	単位	使用料	種別	単位	使用料	
農地	1平方メートル	6	農地	1平方メートル	6	
宅地		180	宅地		180	
植林採草地		6	植林採草地		6	
第1種電柱	1本	480	第1種電柱	1本	420	
第2種電柱		730	第2種電柱		650	
第3種電柱		990	第3種電柱		880	
第1種電話柱		430	第1種電話柱		380	
第2種電話柱		680	第2種電話柱		610	
第3種電話柱		940	第3種電話柱		830	
その他の柱類		43	その他の柱類		38	
鉄塔	1平方メートル	200	鉄塔	1平方メートル	200	
諸管理設	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	18	諸管理設	外径が0.07メートル未満のもの	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	230

	外径が1メートル以上のもの	510
温泉湧出口	1施設	16,000
工作物（漁業）	1平方メートル	130
その他の工作物		120
原形占用（漁業を除く。）		6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）		55
その他	その都度市長が定める額	

備考（略）

	外径が1メートル以上のもの	450
温泉湧出口	1施設	16,000
工作物（漁業）	1平方メートル	130
その他の工作物		120
原形占用（漁業を除く。）		6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）		55
その他	その都度市長が定める額	

備考（略）